

★新たな税負担は、シルバー人材センターが負担すればいいのではないか

公益社団法人は、「収支相償」が原則であり、センターには、新たに生じる経費負担を賄う財源が無い。業務効率化等による目前財源の確保により一部費用を捻出することも考えられるが、配分金支給額（本体部分）の10%相当分の負担は困難と言わざるを得ない。

★新たな税負担のため、シルバー人材センターが会員の配分金を差し引く場合、会員はどの程度、配分金の手取り額が減少することになるのか。

新たな税負担を仮に会員が負担するとした場合、その負担額（配分金の手取りの減少額）は、配分金に含まれる消費税相当額となるが、令和2年度の実績に基づき、会員の平均負担額を試算してみると、以下のとおりになる。

(令和2年度実績 会員1人平均配分金	月額 35,566円(税込)	消費税額 3,233円)
第1期（仕入税額控除不可 20%）	月額	647円 (年額 7,760円)
第2期（仕入税額控除不可 50%）	月額	1,617円 (年額 19,404円)
インボイス制度完全実施以降（仕入税額控除全額不可）	月額	3,233円 (年額 38,796円)

★会員に課税事業者になってもらえばいいのではないか。

インボイス制度導入後になんでも、年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者にとって、消費税免税は正当な権利であり、強制的に会員に課税事業者登録を行わせることはできない。

また、課税事業者になることは、手取り収入が減るうえに納税事務手続きが課せられるなど、会員にとっては二重に負担が発生し、デメリットしかない。

★発注者に負担させればいいのではないか。

急激な料金の値上げは、発注者のセンター離れを引き起こし、仕事が減少するものと懸念する。

★会員に対する配分金を引き下げればいいのではないか。

会員の平均的な月収は、35,566円（令和2年度統計・税込）であり、この程度の僅かな収入から更に本体分の10%も引き下げるとは、配分金約1か月分の減収に相当し、会員のモチベーション低下、退会者の続出を招き、シルバー事業の衰退につながるものと懸念する。

★シルバー人材センターとしては、どのような制度が望ましいと考えているのか。

インボイス制度施行後も、いくつかの取引等（例えば、農協、漁協など）については、インボイスを介在せずに仕入税額控除を可とする適用除外規定が設けられている。シルバー人材センターにおいても特例措置を設け、インボイス制度の適用除外にする。

シルバー人材センターの会員は、報酬よりも社会参加、健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしている高齢者であり、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは適当とは言えないのではないか。

消費税制度においては、小規模事業者に対する配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者については消費税の納税義務が免除されているところであり、センターが会員に支払う配分金については極めて少額であることから、適用除外とされているいくつかの取引と同様に、一定の事項を記載した帳簿の保存など簡便な方法により仕入税額控除を行うことができるような措置を認めていただきたい。それによって、センターが引き続き安定的に事業運営が出来るようにしていただきたい。

★何故、シルバー人材センターを特例的に扱う必要があるのか。

シルバー人材センターは、高齢者雇用安定法に基づき設立された公的な機関である。人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、地域社会で就業を希望する高齢者に対して就業等の機会を提供するセンターの役割はますます重要なものとなっている。

高齢者自身にとっても、センターを通じた就業は、現役就業生活引退後において充実した生活を実現するための有力な選択肢であり、また、地域社会の活性化、医療費や介護給付費の削減に寄与しているところであり、今後一層の拡大が求められている。

こうした高齢期の生活そのものともいえる「生きがい就業」に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念する。

消費税制度においては、年間課税売上高が、1,000万円以下の事業者については、消費税の納税義務が免除されているところであり、そうした、小規模事業者に対する配慮を考えれば、少額の収入しかないセンターの会員の手取額が減少することなく、そして、センターにおいて安定的な事業運営が可能となるような措置が必要であると考えている。

なお、形式的に個人事業者であると言っても、そもそも、生計のための現役世代の就業と、現役就業生活引退後、生きがい等を主目的に働いている高齢者の就業を同列に扱うことが妥当なのかどうか疑問である。

★税の公平性に鑑み、シルバーの会員の利益（益税）は納税すべきではないのか。

発注者からみると、最終的に税務署に納付してもらうために支払った消費税が 免税事業者であるシルバーの会員の利益となってしまい、納税されないことが、いわゆる「益税問題」と言われている。

しかし、インボイス制度導入後においても、年間課税売上高 1,000 万円以下の小規模事業者（免税事業者）については、正当な権利として消費税の納税が免除されることになっている。

また、課税事業者であっても、年間課税売上高 5,000 万円以下の小規模事業者は「簡易課税制度」を選択することができ、この場合には、預かった消費税の一部は、そのまま課税事業者の利益（益税）となる。

このように、消費税においては、免税事業者についても課税事業者についても、小規模事業者に対して特例的な措置が認められているところである。（インボイス制度導入後においても「益税問題」は残る。）

一方、シルバー人材センターの会員の令和 2 年度の平均月収は、35,566 円、平均年収は約43 万円と極めて少額にすぎないところであり、小規模事業者に対する特例措置を考えれば、年収が 43 万円程度しかないシルバーの会員についても、一定の配慮があってしかるべきではないか。

★特例が認められなかつた場合はどうするのか。

ルールに従って会計処理を行うことになるが、センターとしては、新たに生じる経費について、基本的には、料金を値上げして発注者に負担いただくか、会員に支払う配分金を引き下げるか、或いはその組み合わせで対応するしかないが、いずれの方法をとってもシルバー事業には大きな打撃となり、センターにとってまさに死活問題である。

現在、当センターは、本制度が実施された場合の対応として、会員へ支払う配分金のカットは全く考えていない。

先ず組織のスリム化を徹底し、その上で発注者にご負担をお願いすることを検討せざるを得ないと考えている。

※「ゆうゆうだより67号（2022年10月1日）の2P～4Pもご参照下さい」

事業・活動の計画

植木学校



入学申込は、1月16日(月)～1月18日(水)
☎ 048(752)4747まで(抽選25人)

講義	2月20日(月)
実技指導	2月21日(火)
	2月22日(水)
	3月13日(月)
	3月16日(木)
時間	10時～15時(昼休憩あり)

襖・障子・網戸学校

講義・2月14日(火)
実技指導～2月17日(金)



入学申込は、1月16日(月)～1月18日(水)
☎ 048(752)4747まで(抽選12人)

場所	春日部市 シルバー人材センター
	春日部市銚子口 一六一一

広報部会より

スタッフベストの紹介について



これから、スタッフベストを着用した会員が活躍している姿を見かける機会があると思いますので、基本理念の「共働・共助」の思いで応援していくだけだと 思います。

当センターでは、市民の皆様にご理解をいただき、多くの職種の仕事に従事していますが、さらにセンターの周知を広め、防犯上の視点からもシルバー会員への認識を深めていただけるよう「スタッフベスト」を作製しました。

まず、「駅前自転車整理」「リサイクル自転車」「襖・障子・網戸張替」の職種に就業する会員に着用していただき、また、各部会、委員会等、対外的な活動時やイベント、行事の際にも着用します。





確定申告書に添付する配分
金支払証明書（令和3年12月～
令和4年11月就業分）を、「ゆ
うゆうだより第68号」と一緒に
同封しました。配分金の支払
いを受けた方は必ず確認し、確
定申告まで紛失しないよう、大
切に保管してください。

**令和4年分の配分金支払
証明書を送付します。**

事務局よりお知らせ

新型コロナ
ウイルス

感染拡大防止

へのご協力を
お願いします

今年の冬は、新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応となり、
気の休まる暇もありません。引き続き、「マスクの着用」や「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）
回避」などを継続して行い、感染拡大防止に努めましょう！

正しく使おうマスク！



会話時は
必ず着用！

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・マスクのひもを持って着脱
- ・品質の確かな、出来れば不織布を

こまめにしよう 手洗い・手指消毒！

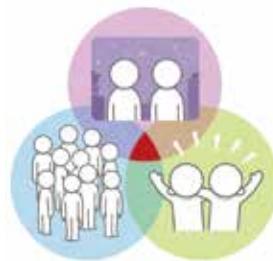


ポイント

指先・爪の間・
指の間や手首も！

- こんなタイミングでは必ず！
- ・共用物に触った後
 - ・食事の前後
 - ・公共交通機関の利用後など

目指そう ゼロ密！



密接 密集 密閉

- ・マスクなし× 大声×
- ・大人数× 近距離×
- ・換気が悪い× 狹いところ×

【配分金の支払い日】

ゆうちょ銀行



〈令和5年支払日〉

- 1月 20 日 (金)
2月 20 日 (月)
3月 20 日 (月)

【派遣賃金の支払い日】

埼玉りそな銀行(りそな銀行も含む)



〈令和5年支払日〉

- 1月 20 日 (金)
2月 21 日 (火)
3月 21 日 (火)

※1 ゆうちょ銀行での配分金入金時、通帳記載が「送金シャダンホウジンカスカ」となっております。
※2 「就業報告書」は、就業完了後直ちに提出してください。

会員互助会「桐の会」だより

大宮盆栽村を散策！

「桐の会」会長 加藤 隆

10月16日(日)、午前9時に春日部駅に集合し、東武野田線で大宮公園駅に到着。天候は朝方は曇つていましたが、皆様の日頃の行いが良い為か、徐々に晴れてくれました。

今日は日本を代表する伝統的な文化芸術である大宮盆栽村の見学です。歩いたコースを記します。
 約6時間、一万余歩の散策でした。
 〈天候 曇のち晴 参加者16名〉

①芙蓉園→②さいたま市立漫画会館→③清香園→④盆栽四季の家→⑤大宮盆栽美術館→(昼食休憩)→⑥県立歴史と民俗の博物館。以上

の順で巡つてきました。



幸手は日光街道6番目の宿場町として栄えました。

一緒に權現堂のある「幸手宿」を散策しませんか！

- 開催日 令和5年3月26日(日曜日) 小雨決行
- 募集人数 30名(A班15名・B班15名)
- 集合場所 春日部駅下り3・4番線ホーム中央付近
- 集合時間 午前9時00分(時間厳守)
マスク着用・飲み物持参
(往復の電車賃及びバス乗車賃が必要です)

申し込み受付

先着順

3月16日(木) 9時30分～11時30分

3月17日(金) 9時30分～11時30分

シルバーリンクセンターに直接ご来所いただくな、または

会員専用電話 048(752)4775

**幸手宿
散策
参加者募集**

お知らせ

令和4年度に実施予定の屋内イベントにつきましては未だコロナ禍の為、中止とし来年度開催予定と致します。

ご了承ください。

「講師バンク」に登録を

● 紹介してください ●

会員及び会員以外でも、各種講座の講師をボランティア的にできる方を募集します。よろしくお願いします。

連絡先 桐の会事務局へ
電話 048-752-4747

お便り募集

☆テーマは自由です!
現在、就業しているお仕事についてや、ちょっと気になってる事、ご意見等なんでも結構です。
☆投稿して掲載された場合は、素敵な記念品をプレゼント!

☆ホームページのトップに掲載する写真も募集中です!
テーマは自由で、会員の方が撮影した写真が、掲載となれば、記念品を贈呈致します! 皆さんの投稿をお待ちしています。

事務所入り口横の投稿箱をリニューアルしました。



※お寄せ頂いた原稿・写真は返却いたしません。文章は趣旨を変えずに、添削する場合があります。

【宛先】〒344-0054
春日部市浜川戸2-9-1
公益社団法人
春日部市シルバー人材センター「会員の広場」係
mail:
kasukabe@sjc.ne.jp

編集後記

コロナ禍が長びいて、マスクが手ばなせない状況であります。が、インフルエンザにも気をつけて、今年も元気に過ごしました。

会員の広場

市展で議長賞受賞



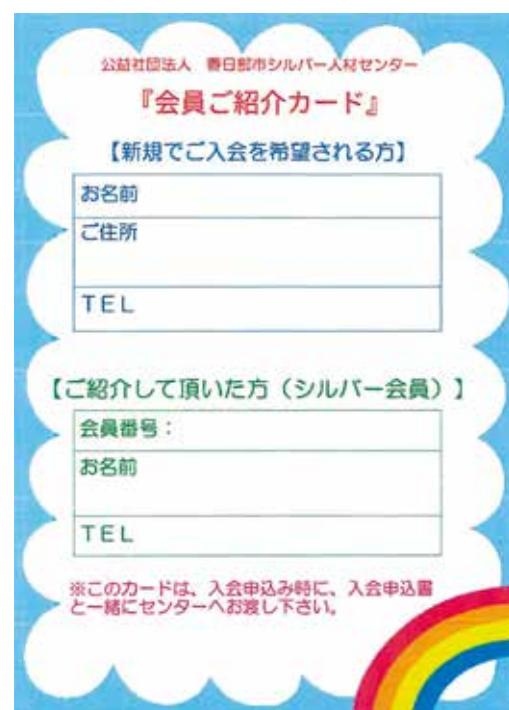
審査員講評

森の樹々や草を、素晴らしい描写、表現力で活々と描かれています。「水彩」の持つ特性が、実力を持つて作品となっています。細部まで

「市展」が開催され、102応募作品の洋画部門において、会員の富澤博さんの「老木のつぶやき(内牧公園)」が、見事「議長賞」を受賞されました。

会員ご紹介キャンペーン 実施中

あなたのお知り合い
をご紹介ください。
入会者と紹介者、
双方に除菌セットをプレゼント!



訃報のお知らせ

令和4年9月14日～12月1日現在

お名前	地域
望月勝利 齋藤宗男	緑町上蛭田

心よりご冥福をお祈りいたします



古来から現在にいたるまで、多くの人々を魅力し続けている
霊峰富士が、およそ190キロメートル先のこの地、春日部
からも仰ぎ見ることができ、新年の表紙を飾ることにしました。